

## 第4章 環境学習の推進

### 第1節 環境学習の必要性

近年の環境問題については、生活様式の変化等により、その形態が自動車交通量の増大に伴う大気汚染、生活排水による水質汚濁、こみの多様化や量の増大など、主に私たちの日常生活に起因するものに変化してきている。また、社会経済活動の進展は、地球の温暖化、オゾン層の破壊や酸性雨などを始めとする地球的規模の環境問題を引き起こしており、早急な対応が求められている。

さらに、県民の環境に対する意識も多様化し、単に公害の防止のみならず、暮らしにうるおいとやすらぎを与え、心の豊かさが実感できる快適な環境の創造が求められるようになってきている。

こうした複雑・多様化する環境問題に対応していくためには、県民一人ひとりが人間と環境とのかかわりについて関心を持ち、環境問題を解決するための知識や技能を身につけて、環境に配慮した積極的な行動が取れるための環境学習が重要である。

国の環境基本計画では、特に、環境保全のための取組に重要な役割を担う者や次世代を担う年齢層については、環境教育・環境学習の必要性が高く、その実施の効果も大きいと考えられることから、重点的な施策を図るとされている。また、その内容としては、従来から行われている環境汚染や自然保護の枠にとどまらず、消費、エネルギー、食、住、人口、歴史、文化などの多岐にわたる要素を含めた持続可能な社会実現のためのものへと幅を広げるとともに、知識蓄積型ではない、「体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、そして行動する」という過程を重視した環境教育・環境学習への拡大を推進していくとしている。さらに、国民一人ひとりを中心に位置付けて、地域の行政が学校、民間団体、事業者などのパートナーシップによる連携の下で環境教育・環境学習のための施策を開拓できるよう、環境教育・環境学習の基盤となる施策を推進するとされている。

こうした中、15年7月には、環境保全活動の重要性を踏まえ、持続可能な社会づくりの基盤となるよう「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定された。

本県でも、県民一人ひとりが自主的に学習活動を実践していくことを目標に、環境学習を体系的・総合的に推進することとし、県民による自主的な環境学習が円滑に行われるよう行政と地域、学校、N P O、各種団体、企業等がそれぞれ連携を図りながら、学習の機会、教材、指導者、拠点の各基盤を整備していくとともに、持続可能な社会を実現するためにも、環境学習の更なる推進を図っていく。

### 第2節 環境学習の基本的な考え方

#### 1. 環境学習の理念

快適な環境を創造していくためには、個人のみならず、企業や各種団体等社会活動を営むすべての者が、房総の豊かな自然や良好な環境を貴重な財産として大切にし、未来の世代に引き継いでいくことが私たちに課せられた責務であるということを認識しなければならない。

そして、環境と環境問題に关心と知識を持つとともに、人間活動が環境に及ぼす影響を理解し、現在の環境の状況を正しく評価する必要がある。

その上で、環境にやさしい行動を心がけ、貴重な自然環境の保護や良好な生活環境の創造を目指す環境保全活動に積極的に参加することによって、生活様式や社会経済の構造を環境にやさしいものに変えていく努力が求められている。

本県では、県民が自主的に学習活動を実践していくことを目標に、環境教育を「環境学習」と位置づけ、積極的に推進している。

#### 2. トビリシ宣言に示された目標

環境学習を推進するに当たっては、1977年にソ連のグルジア共和国の首都トビリシで開催された環境教育政府間会議で出されたトビリシ宣言と各国政府に対する勧告を無視することはできない。

むしろ、「現在及び将来の世代のために、環境を守り改善することが、人間にとて至上の目的」であることが強く意識される今日、トビリシ宣言に示された理念を踏まえて、環境学習を生涯学習として地域や学校、職域で展開していく必要がある。

本県と姉妹州となっている米国ウィスコンシン州の環境学習プログラムでも、トビリシ宣言から5つの目標を掲げている。環境学習を進めていく上で示唆に富むものであるので、その内容を次に紹介する（出典：12年12月 千葉県環境研究所環境モニター講演資料）。

#### （1）参加と体験による気づき

「博物館に行った・消防署に行った」だけでは参加体験にはならない、そこで主体的に自分から進んで、手で触りにおいを嗅いでその体験のプロセスがあり、その体験を自ら説明でき、さらに発展できることが大事なのである。

#### （2）知識を身につける

ここでいう知識とは自然環境がどのような機能になっているか、その自然環境の機能と人間活動の環境を守り、両者の調和をどのようにはかったらよいのかと言うことである。

#### （3）環境倫理をわきまえる

環境の質を守り、改善し、持続可能にするための環境倫理を持つことである。

#### （4）市民活動のための技能

環境問題を解決し、環境を守るための市民としての活動に必要な技能を学ぶ。民主的な話し合いの方法、合意形成の仕方、他者を尊重し、さまざまな価値観の違いの中から考え方、つまり視野の広げていくことを学ぶのである。

#### （5）市民活動の体験

すべてのレベルで地域から地球全体の環境問題を解決し保全していくために、主体的な参加や体験、知識や環境倫理を身につけ、市民活動ができるよう児童生徒がその体験をする。これは義務としての活動ではなく、児童生徒が十分に学ぶことのできる指導案のある市民活動としての体験である。

### 3. 千葉県環境学習基本方針

本県では、環境教育政府間会議や日本環境教育学会の設立など、国内外での環境教育に対する気運の高まりを踏まえ、沼田眞県立中央博物館長（当時）を委員長とする千葉県環境学習基本方針検討委員会を設けて環境学習を体系的・総合的に推進する指針づくりを行った。

そして、4年3月に「千葉県環境学習基本方針」を策定したところである。以来、この基本方針に基づいて、環境学習を展開しており、その概要は、次のとおりである。

#### （1）環境学習の目標

環境学習の目標は、私たち一人ひとりが環境に配慮した積極的な行動がとれるようになるために、環境や環境問題に関する様々な知識や技能を身につけることである。

- ・環境や環境問題に対する豊かな感受性と関心を育てる
- ・人間活動が環境に及ぼす影響を認識し、その仕組みを理解する
- ・環境の状況を正しく評価できるような知識を身につける
- ・環境問題を解決するための理論と実践方法を学ぶ
- ・快適な環境を創造していくための行動に積極的に参加していく責任感を育む

#### （2）環境学習推進方策

##### ア 環境学習の基盤整備

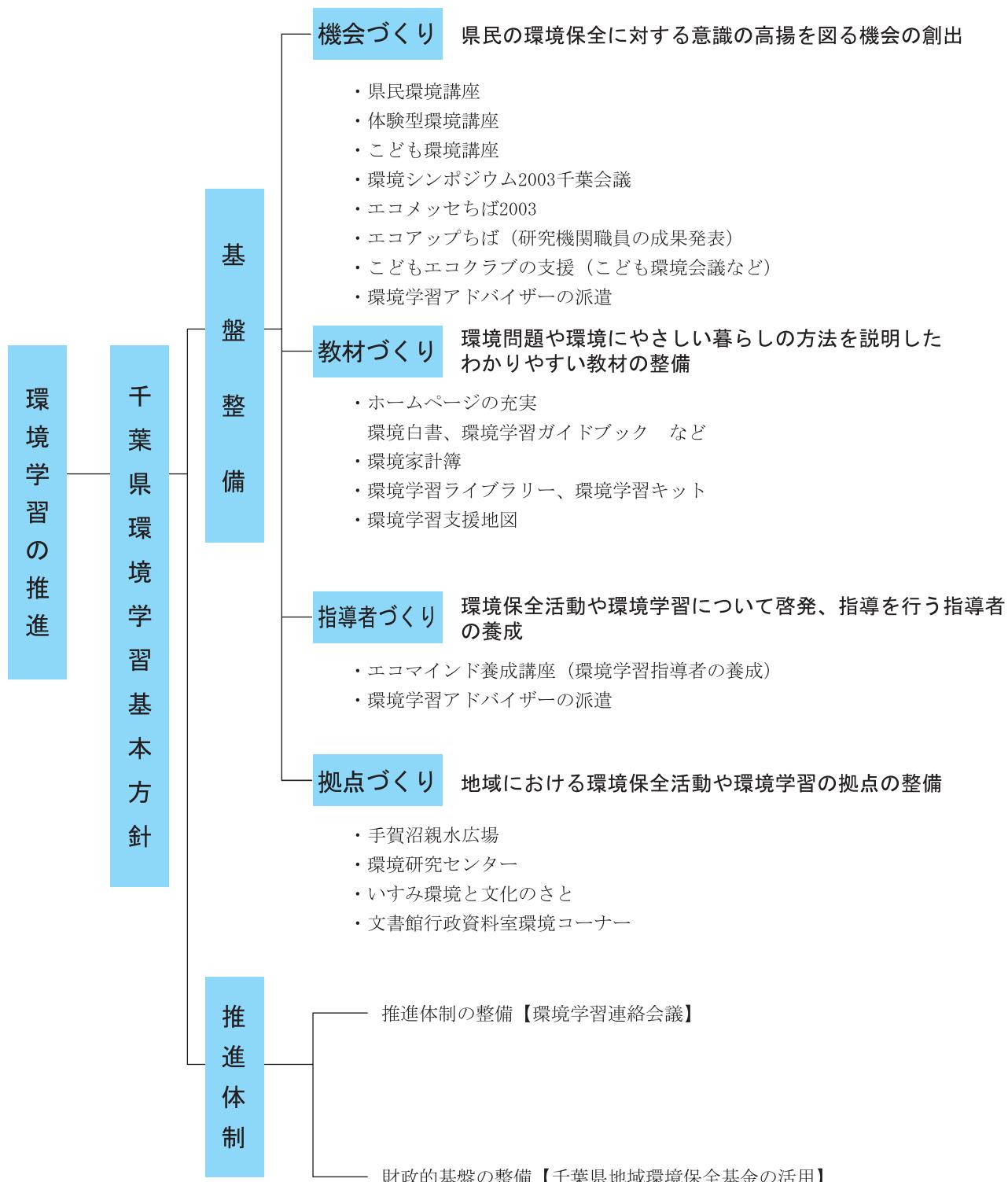
「房総の豊かな水と緑を活かした快適環境づくり」を推進しながら「美しいふるさと千葉県」を実現していくためには、環境学習を積極的に推進していく必要がある。

そのためには、県民の環境学習に対する意識の高揚を図り、県民による自主的な学習が円滑に行われるよう行政と地域、学校、各種団体、企業がそれぞれ連携を図りながら、学習の機会、教材、指導者、拠点の各基盤を整備していくことが必要である。（事業体系図参照）

なお、これらの基盤整備に当たっては、相互の

# 環境学習関連事業体系図（15年度）

目標：県民一人ひとりが環境に配慮した積極的な行動がとれるようになる



関連性を考慮するとともに、県内各地域における環境に十分配慮しなければならない。

#### イ 環境学習推進体制

環境学習を幅広く推進してくため、民間団体や行政側の環境学習関連部局で組織する推進体制の整備を図る。

##### (ア) 推進体制の整備

環境関連部局、教育庁など、環境学習に関連する行政各機関により構成する「環境学習推進連絡会議」を設置し、行政内の連絡・調整を図っている。

##### (イ) 財政的基盤の整備

本県においては、地域に根ざした環境保全に関する事業を展開する資金を安定的に確保するため、平成元年度末に、「千葉県地域環境保全基金」を設置した。

この基金の運用から生じる収益を環境学習を推進していく上で有効に利用していく。

## 第3節 環境学習の展開

### 1. 生涯学習としての取組

環境学習は、子供から大人まで、それぞれの世代でそれぞれの世代や経験にふさわしい課題を持って展開される必要があり、生涯学習の一環として位置づけることができるものと考える。

本県では、「千葉県環境学習基本方針」に基づき、世代や経験に対応して、次のような事業を展開してきている。

#### (1) 機会づくり

##### ア 体験的環境学習推進事業

14年度は、環境省の委託を受けて、小・中学校における参加・体験型の環境学習や環境保全活動及び環境学習プログラムを通じた国際交流を行政やNPOなどが連携して支援するモデル事業を、一宮町において実施した。

##### イ エコアップの開催

県環境生活部の研究機関の職員の日ごろの研究成果を県民に紹介し、今何が問題でどうした

らよいのかを知つてもらうことを目的に、6年度から開催している。

##### ウ 県民環境講座の開催

環境や環境問題の現状について、県民に理解を深めてもらい、今後の自主的な活動につなげてもらうことを目的に、一般県民向けの環境学習講座を8年度から開催している。

##### エ NPOによる公募型環境学習事業

県民の環境学習の効果的な推進を図ることを目的に、環境学習を専門とするNPOに環境講座実施業務を委託する事業（公募方式）を15年度から開始している。

#### <環境講座の種類>

##### ○ 体験型環境講座

一般県民（大人）向けの体験型環境講座で、15年度は、①NPO法人ちば環境情報センター企画のカヌー体験等で学ぶ講座、②NPO法人せっけんの街企画の石鹼作り等で学ぶ講座の2つが実施された。

##### ○ こども環境講座

県内小・中学生向けの体験型環境講座で、15年度は、①NPOちば・谷津田フォーラム企画の自然探検等で学ぶ講座、②NPO千葉県ネイチャーゲーム協会企画のネイチャーゲーム等で学ぶ講座の2つが実施された。

#### (2) 教材づくり

「環境問題や環境にやさしい暮らしの方法を説明した、わかりやすい教材の整備」を目標に、教材づくりを進めている。これまで、環境家計簿（エコアクション31）、環境学習用ビデオライブラリー、環境学習キット等を整備した。

12年度には、小学校5年生向け環境学習用副読本「環境とわたしたち」をはじめ、環境白書などを教材として県庁ホームページから提供できるようにした。

14年度には、市民等と協働で小学生向けの教材である環境保全活動支援地図「エネルギーと暮らし」を作成した。

#### (3) 指導者づくり

##### ア エコマインド養成講座の開催

環境について幅広い視点を持った環境学習・環境保全活動の指導者を養成することを目的に、知識をつけるための一方的な講義形式の講座ではなく、参加体験型の講座を取り入れ、自らの体験から学んでいく参加者主体の講座を5年度から開催している。

#### <コースの種類>

##### ○ 県民コース

県民コースは、仕事をされている方が参加しやすいよう、平日コースの他に土日コースを設定している。

両コースとも10日間以上(必修・選択制)で、県の試験研究機関の研究員や環境保全活動の実践者を講師として様々な環境問題をテーマに講座を行っている。また、更なるステップアップを目指し、各地域の指導者となるよう、環境学習プログラムづくり等、実践的な活動の指導方法を学習している。

##### ○ 教員コース

教員コースは、2泊3日の「清和県民の森」での研修を含め、全4日間で実施している。

環境学習プログラムづくりや「総合的な学習の時間」の授業をどのように展開していくとよいのか、児童生徒にいかに環境に対する理解を深めさせたらよいかなどについて、体験等を通じて、学習技術の習得を目指している。

#### イ 環境学習アドバイザーの派遣

市町村・住民団体等が実施する環境に関する学習会・講座などに、講師として環境学習アドバイザーを派遣する制度である。講師への謝礼は県が負担する。

アドバイザーの分野は、地球、自然・動植物環境、大気・水環境、ゴミ・リサイクル、環境学習に分かれている。

14年度は、アドバイザー20名で129回の派遣を行った。

#### (4) 拠点づくり

##### ア 環境研究センターの取り組み

環境研究センターでは、県民に県内環境に係

る最前線の研究成果を身近なものとして受け止め、「環境にやさしい社会」実現のために、日常生活の見直しや正しい情報・知識の共有に基づく理解と行動が戴ける様、研究成果の積極的な還元活動にあたっている。さらに、研究機関に併設された展示コーナー、図書コーナー、視聴覚コーナー等を備えた学習施設を活用し、環境に関する解り易い情報の提供、団体利用にあっては、研修施設でのミニ講座・ビデオ等の学習機会の提供など、より一層の理解が戴ける様対応に努めている。

##### a) 公開講座の開催

環境研究センターの研究成果を中心とする講座及び併設施設見学等学習機会提供のため、毎月1回公開講座を開催。平成14年度は11回開催し600名の参加を得た。

##### b) 啓発冊子の発行

廃棄物の現状、処理システムやリサイクルの仕組み等を解りやすく解説した「ゴミとリサイクル'2002」を発行。

##### c) 情報の収集・整備

環境関連の書籍やビデオ、環境白書等の市町村情報等収集、整備。平成14年度末での蔵書数は5,192冊、貸出用ビデオは178本である。

##### d) 市町村等啓発活動への支援

県民へより多くの啓発機会を提供するため、講師の派遣、市町村や小中学校などに対する情報提供やパネル・ビデオ等貸出。

##### e) 環境月間関連行事

環境月間関連行事として、研究施設の一般公開ならびに、県内の環境問題理解に当たっての県民意識高揚と研究機関を身近なものとして活用戴くこと等を目的とした「エコパーク'2002」(環境活動団体の実践情況等紹介、地下水汚染や自然の仕組みの理解に当たっての再現モデルやパネルによる実演・解説、廃棄物問題の具体的な理解のための再生品の展示等)を開催。

##### f) 総合的学習支援事業

小中学校において実施されている総合的学習で、環境問題を取り組む学校を支援する目的で

開始した事業である。本年度は「松葉による大気環境観察」を課題として取り上げ実施した。(参加校は13校)

#### g) 研修生受け入れ

環境研究センターでは環境学習に一環として、国内外からの研修生を受け入れている。平成14年度は、国内より7名(大学生インターシップ制度による研修)、海外より7名の研修生を受け入れた。

### 環境研究センター啓発関係総括表(平成14年度)

項目	数量
センター来館者数	2,301名
公開講座参加者数	600名
受入研修生	国内7名、海外7名
センターホームページアクセス数	29,607回
蔵書数	5,192冊
ビデオ数(貸し出し用)	136タイトル 178本
パネル(貸し出し用)	45種類 80枚

### 公開講座開催状況(平成14年度)

回数	開催月	テーマ
1	5月	「千葉県における地球温暖化に対する取り組み」
2	6月	「ふれてみよう房総の地質環境」
3	7月	「廃棄物と最近の研究を知る」
4	8月	「指導者向け自然観察アクティビティ」
5	9月	「生活排水と浄化槽」 「ビオトップの水質浄化に果たす役割」
6	10月	「印旛沼・手賀沼の水環境について」 「千葉県の川のすがた」
7	11月	「光触媒技術による大気浄化について」 「低周波音とその対策」
8	12月	「関東及びその周辺地域の酸性雨」 「県内大気汚染物質の発生源について」
9	平成15年1月	エコアップ2002 「ばい煙測定のしごと紹介」 「ごみと最終処分場」 「東京湾の赤潮・青潮」
10	2月	「千葉県の化学物質対策」 「暮らしの中のダイオキシン」
11	3月	「とりもどそう青空」

#### イ その他既存施設の活用

14年度はさわやかしば県民プラザにおいて、「環境学習コーナー」の公開、県民向けの環境講座、環境ボランティアの支援、環境学習情報の提供等を実施した。

また、手賀沼親水広場、いすみ環境と文化のさとや県立中央博物館、県立少年自然の家等でも各種環境学習講座を実施している。

## 2. 学校教育としての取組

千葉県の学校においては、従来から、社会科や理科を中心に、児童・生徒の発達段階に応じて、自然と人との関わりや環境を保全することの大切さなどを指導してきている。

地域の清掃活動や、空き缶・空き瓶等のリサイクル活動は、学校種にかかわらずほとんどの学校で取り組まれている。

### (1) 小・中学校での取組

平成14年度より、新しい学習指導要領が全面的に実施され、すべての小・中学校で「総合的な学習の時間」が設けられた。この「総合的な学習の時間」では、小学校で82%、中学校で57%の学校で環境に関わる学習活動が展開されている。

環境問題に対する認識を深める体験的な学習を取り入れた教育活動(浄水場や清掃工場の見学、植栽活動、鮭の放流等)を展開している学校も少なくない。

また、中学校の選択教科(社会科、理科など)の中で環境問題を取り上げるなどの取組もみられる。

### (2) 高等学校での取組

高等学校においても、各教科(とりわけ公民科・理科・家庭科)で積極的に取り組んでいるが、特に理科の「他の科目」として、「環境科学」等を教育課程に位置付け、環境教育の推進を図る学校が年々増加している。(船橋法典高校、国府台高校、松戸矢切高校、松戸秋山高校、流山東高校、茂原高校、県立千葉高校(定時制)、県立長狭高校(定時制))

## 3. 広報活動

環境問題に対する県民の意識の高揚を図るとともに、本県の環境の現状及び環境保全対策を一般に公表するため、印刷物・テレビ・ラジオ等を活用して広報活動を実施しており、その概要は次のとおりである。

## (1) 環境白書

千葉県環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の状況と環境の保全に関して講じた施策を県民に公表するため、45年度（48年度までは公害白書）から毎年発行している。また、52年度から白書の概要をまとめた小冊子「千葉県の環境（千葉県環境白書要約版）」を発行している。

白書は県文書館で閲覧できるほか、市町村、図書館、学校等にも配布している。

## (2) 環境学習ビデオ

環境学習各分野の学習用ビデオ約240作品からなるビデオライブラリーを整備し、県庁環境政策課で貸出を行っている。

## (3) 環境コーナー

県文書館に環境コーナーを設け、環境関係の資料、図書を配置し、広く閲覧に供している。

## (4) その他の広報

県で発行する「千葉県民だより」等各種広報紙（誌）やテレビ、ラジオ等の広報媒体を利用して、当面する環境問題及びそれに対応する施策、お知らせ事項などの広報を実施している。

## 第4節 パートナーシップの構築に向けて

### 1. 地域に根ざした環境学習の必要性

今日の環境問題は、20世紀の大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済活動の負の遺産であり、この問題の解決を図っていくためには、県民一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、私たちの生活のあらゆる場面で、環境に優しい行動を選択していくことが求められている。

こうした行動は、県民一人ひとりの自覚に待つばかりでなく、町内会や公民館活動等を通じて、地域で取り組むことも必要である。その意味で地域で密着した行政機関である市町村の果たすべき役割は多大なものがあると考える。

市町村における役割としては、地域の民間団体や企業等と積極的に連携を図り、環境学習を進める体制を整備するとともに、地域に密着した環境

学習講座の開催など、様々な施策を展開することが望まれる。

しかしながら、市町村における環境学習推進体制は、各市町村様々であり、十分な体制が整っているとは言えない状況にある。

そこで、市町村の職員が、各地域のコーディネーター役として各市町村を活性化するため、14年度から新たに市町村環境学習担当者研修会を開催している。

### 2. こどもエコクラブへの支援

こどもエコクラブ事業では、子どもたちの将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちが、地域のなかで仲間と一緒に主体的に、地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取り組み・活動を展開することが期待される。

千葉県のこどもエコクラブの登録状況は、15年9月末現在、94クラブ2,229人であり、様々な活動を行っている。

本県では、こどもエコクラブの活動を支援するため、毎年、こども環境会議を開催し、各こどもエコクラブの活動を紹介するとともに、クラブ間相互の交流を図っている。

14年度は、11月9日に千葉市の千葉市美術館で開催し、8団体の活動事例発表やワークショップが行われた。

また、企業の中には、こどもエコクラブの活動を積極的に支援する動きもあり、子どもたちの環境保全活動を通じて、市民・企業・行政の連携による活動の輪の広がりも期待される。

### 3. 市民・企業・行政の連携と協働

環境の視点からのライフスタイルの見直しは、県民一人ひとりの自発的活動として進められることが必要である。

このためには、日常生活における環境保全活動や身近な地域づくりの活動として、一人ひとりが活動を積み上げていくことが望まれる。そして、活

動を幅広く展開するため、人々の連携を促す町内会や公民館等の地域コミュニティやNPOの活動、あるいは、市民と企業との連携による活動も重要なである。

このように市民、企業、NPO、行政等が連携して、地域から環境保全活動の環を広げていくことが必要であり、行政としても、NPOの活動や市民のボランティア活動を支援する施策を推進するとともに、市民、企業、行政のパートナーシップにより活動の幅を広げていくことも重要であると考えている。

本県では、環境シンポジウムやエコメッセ（環境活動見本市）を市民、企業、行政のパートナーシップによる実行委員会形式で開催し、より良い「環境づくり」を目指しており、その概要は次のとおりである。

#### （1）環境シンポジウムの開催

「環境シンポジウム千葉会議」は、市民・企業・行政の連携・協力の下、環境学習と環境保全活動を推進することを目的に、7年度から開催されてきている。このシンポジウムの分科会から、「地球温暖化の防止」や「ごみ問題」に対する市民の自主的なネットワークが立ち上がり、活動を開始している。14年度から大学とも連携を図った。

#### （2）エコメッセの開催

市民・企業・行政が、環境問題解決のための目標と方法をともに考え、それぞれの役割を果たし、連携して行動するとともに、県民一人ひとりが自分たちのできることから環境問題解決のための行動を起こす契機とすることを目的に、9年度から開催している。

本県では、これからも、こうした活動を通じて、市民・企業・行政のパートナーシップによる環境保全活動を展開するとともに、県民一人ひとりに環境学習の環を広げ、「美しいふるさと千葉県」を実現していく。